

## 目

## 次

	頁
第 1 1 6 号議案 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例……………	14
第 1 1 7 号議案 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例及び埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例 ……	18
第 1 1 8 号議案 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 ……	19
第 1 1 9 号議案 埼玉県総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例……………	21
第 1 2 0 号議案 埼玉県手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例……………	24
第 1 2 1 号議案 埼玉県病院事業の設置等に関する条例を廃止する等の条例 ……	26
第 1 2 2 号議案 地方独立行政法人埼玉県立病院機構に係る重要な財産を定める条例……………	29
第 1 2 3 号議案 地方独立行政法人埼玉県立病院機構への職員の引継ぎに係る県の内部組織を定める条例……………	30
第 1 2 4 号議案 学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 ……	31

## 第百十六号議案

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

第一条 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成十一年埼玉県条例第六十一号）の一部を次のように改正する。

別表第二十三項第二号事務の欄1中「第五十九条の二第二項」の下に「、第六十条の二の二第二項第二号及び第三項ただし書」を加える。

別表第二十七項第一号事務の欄44中「第七十七条第二項」を「第七十七条第三項」に改め、同欄45中「第七十七条第六項」を「第七十七条第七項」に改め、同欄46中「第七十九条第二項ただし書」を「第七十九条第三項」に改め、同欄49中「第七十九条第六項」を「第七十九条第七項」に改め、同欄51中「第三十四条第三項ただし書」を「第三十四条第三項」に改め、同欄52中「第三十四条第六項」を「第三十四条第七項」に改める。

別表第三十項事務の欄5中「第八条第三項」を「第八条第二項」に改める。

別表第六十項第二号事務の欄14中「第八十一条第一項ただし書」を「第八十一条第二項」に改め、同欄15中「第八十一条第四項」を「第八十一条第五項」に改める。

別表第七十六項第一号事務の欄24中「第十三条第十号」を「第十三条第十一号」に改める。

別表第九十二項事務の欄28中「第六百六十三条」を「第六百六十三条第一項」に改め、同欄中39を40とし、29から38までを30から39までとし、28の次に次のように加える。

29 法第六百六十三条第二項の規定による協力の要請

第二条 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第三十七項第一号市町村の欄中「吉見町」の下に「、宮代町」を加える。

別表第五十項第一号市町村の欄を次のように改める。

### 各町村

別表第五十項第二号市町村の欄中「鳩山町」の下に「、東秩父村」を加える。

別表第五十一項第一号市町村の欄及び同項第二号市町村の欄中「加須市」の下に「、本庄市」を加える。

別表第六十一項第一号事務の欄1中「第十八条の三十一第二項」を「第十八条の三十六第二項」に、「第十八条の十五第一項及び第二項、第十八条の二十三第一項、第十八条の二十四第一項並びに第十八条の二十五第一項」を「第十八条の十七第一項及び第二項、第十八条の二十八第一項、第十八条の二十九第一項並び

に第十八条の三十第一項」に改め、同欄2中「第十八条の十六、第十八条の十九、第十八条の二十六並びに第十八条の二十九第二項」を「第十八条の十八、第十八条の二十一、第十八条の三十一並びに第十八条の三十四第二項」に改め、同欄3中「第十八条の三十一第一項」を「第十八条の三十六第一項」に改め、同欄4中「第十八条の二十九第一項」を「第十八条の三十四第一項」に改め、同項第二号事務の欄1中「第十八条の十五第一項及び第二項」を「第十八条の十七第一項及び第二項」に改め、同欄2中「第十八条の十六並びに第十八条の十九」を「第十八条の十八並びに第十八条の二十一」に改め、同項第六号事務の欄1中「第十八条の十五第一項及び第二項」を「第十八条の十七第一項及び第二項」に改め、同欄2中「第十八条の十六並びに第十八条の十九」を「第十八条の十八及び第十八条の二十一」に改める。

別表第六十二項第一号市町村の欄中「吉見町」の下に「、宮代町」を加え、同項第七号市町村の欄中「熊谷市」の下に「、川口市」を加え、同項第八号市町村の欄中「、宮代町」を削る。

別表第七十九項第一号事務の欄中3を4とし、2の次に次のように加える。

3 法第五条第四項ただし書の規定による通知

別表第七十九項第二号を削り、同項第三号市町村の欄中「蓮田市」の下に「、坂戸市」を加え、同号を同項第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

<p>三 法に基づく事務のうち、法第十二条の五第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による同意</p>	<p>秩父市、滑川町、嵐山町、小川町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村、寄居町</p>
---	--

別表第七十九項第四号市町村の欄中「久喜市」の下に「、坂戸市」を加える。

別表第九十七項第三号市町村の欄中「鶴ヶ島市」の下に「、日高市」を加える。

別表第一百三項第九号市町村の欄中「熊谷市」の下に「、川口市」を加える。

別表に次の一項を加える。

<p>埼玉県受動喫煙防止条例（令和二年埼玉県条例第</p>	<p>さいたま市、</p>
-------------------------------	---------------

117	
<p>十七号。以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 条例第九条第一項の規定による届出の受理</li> <li>2 条例第九条第二項の規定による報告の受理</li> <li>3 条例第十一条の規定による指導及び助言</li> <li>4 条例第十二条第一項の規定による勧告</li> <li>5 条例第十二条第二項の規定による公表</li> <li>6 条例第十二条第三項の規定による命令</li> <li>7 条例第十三条第一項の規定による報告の徴収</li> </ol> <p>並びに立入検査及び質問</p>	<p>川越市、川口市、越谷市</p>

第三条 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第二十一項第一号市町村の欄中「戸田市」を「川越市、戸田市、川島町」に改める。

附 則

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条の規定 公布の日
- 二 第三条の規定 令和三年六月一日

2 この条例（前項各号に掲げる規定については、当該規定。以下同じ。）の施行の際改正後の別表の事務の欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例若しくは規則（以下「法令等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令等の規定により知事に対してされた申請その他の行為で、施行日に同表の市町村の欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の適用については、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してされた申請その他の行為とみなす。

令和二年十一月三十日提出

埼玉 知事 大野 元 裕

## 提 案 理 由

市町村への権限移譲の推進を図るため、知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することとし、及び規定の整備をしたいので、この案を提出するものである。

第百十七号議案

特別職の職員の給与及び旅費に関する条例及び埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

(特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第一条 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例(昭和二十四年埼玉県条例第二十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「百分の百七十」を「百分の百六十五」に改める。

第二条 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「百分の百六十五」を「百分の百六十七・五」に改める。

(埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第三条 埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例(昭和二十七年埼玉県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「百分の百七十」を「百分の百六十五」に改める。

第四条 埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「百分の百六十五」を「百分の百六十七・五」に改める。

附 則

この条例中第一条及び第三条の規定は公布の日から、第二条及び第四条の規定は令和三年四月一日から施行する。

令和二年十一月三十日提出

埼玉県知事 大野元裕

提 案 理 由

知事等の特別職の期末手当の額を改定したいので、この案を提出するものである。

## 第百十八号議案

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 職員の給与に関する条例(昭和二十七年埼玉県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

第十九条第二項及び第三項中「百分の百三十」を「百分の百二十五」に、「百分の百十」を「百分の百五」に改める。

第二条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第十九条第二項及び第三項中「百分の百二十五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の百五」を「百分の百七・五」に改める。

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第三条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十三年埼玉県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「百分の百三十」を「百分の百二十五」に、「百分の百七十」を「百分の百六十五」に改める。

第四条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「百分の百二十五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の百六十五」を「百分の百六十七・五」に改める。

(一般職の任期付職員採用等に関する条例の一部改正)

第五条 一般職の任期付職員採用等に関する条例(平成十四年埼玉県条例第六十八号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項及び第三項中「百分の百三十」を「百分の百二十五」に、「百分の百七十」を「百分の百六十五」に改める。

第六条 一般職の任期付職員採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第五条第二項及び第三項中「百分の百二十五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の百六十五」を「百分の百六十七・五」に改める。

## 附則

この条例中第一条、第三条及び第五条の規定は公布の日から、第二条、第四条及び第六条の規定は令和三年四月一日から施行する。

令和二年十一月三十日提出

埼玉県知事 大野元裕

提 案 理 由

令和二年十月二十二日付けで埼玉県人事委員会からされた職員の期末手当についての勧告に基づき、職員の期末手当を改定したので、この案を提出するものである。



## 第百十九号議案

埼玉県総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例

埼玉県総合リハビリテーションセンター条例（昭和五十六年埼玉県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第四項中「とする」を「とし、第四条の規定により設置する病院事業の用に供する施設とする」に改める。

第九条を第十五条とし、第四条から第八条までを六条ずつ繰り下げ、第三条の次に次の六条を加える。

（病院事業の設置）

第四条 県は、県民の健康保持に必要な医療を提供するため、病院事業を設置する。

（経営の基本）

第五条 病院事業は、常に公共の福祉を増進するとともに、企業の経済性を発揮するように運営されなければならない。

2 診療科目は、次のとおりとする。

- 一 脳神経内科
- 二 整形外科
- 三 リハビリテーション科
- 四 脳神経外科
- 五 神経・精神科
- 六 泌尿器科
- 七 循環器内科
- 八 麻酔科
- 九 歯科

（重要な資産の取得及び処分）

第六条 地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号。次条から第九条第一項までにおいて「法」という。）第三十三条第二項の規定により予算で定めなければならない病院事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価格）が七千万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については、その面積が一件二万平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

（議会の同意を要する賠償責任の免除）

第七条 法第三十四条において準用する地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二の二第八項の規定により、病院事業の業務に従事する職員の

賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が十万円以上である場合とする。

（議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等）

第八条 病院事業の業務に関し、法第四十条第二項の規定に基づき条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価格が七千万円以上のもの及び法律上県の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が百万円以上のものとする。

（業務状況説明書類の作成）

第九条 知事は、病院事業に関し、法第四十条の二第一項の規定に基づき、毎事業年度、四月一日から九月三十日までの業務の状況を説明する書類を十月三十一日までに、十月一日から三月三十一日までの業務の状況を説明する書類を五月三十一日までにそれぞれ作成しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次の各号に掲げる事項を記載するとともに、十月三十一日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、五月三十一日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針を、それぞれ明らかにしなければならない。

一 事業の概要

二 経理の状況

三 前二号に掲げるもののほか、病院事業の経営状況を明らかにするため知事が必要と認める事項

3 天災その他やむを得ない事由により、第一項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を作成することができなかつた場合においては、知事は、できるだけ速やかにこれを作成しなければならない。

別表第一中「第六条関係」を「第十二条関係」に改める。

別表第二中「第七条関係」を「第十三条関係」に改める。

附則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

令和二年十一月三十日提出

埼玉県知事 大野元裕

提案理由

埼玉県総合リハビリテーションセンターの病院事業に地方公営企業法の一部を適

用し、同法の規定に基づき、同事業の設置等に関し必要な事項を定めたいので、この案を提出するものである。

第二百十号議案

埼玉県手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例

(埼玉県手数料条例の一部改正)

第一条 埼玉県手数料条例(平成十二年埼玉県条例第九号)の一部を次のように改正する。

別表農林部の項中第五十五号を第五十七号とし、第二十七号から第五十四号までを二号ずつ繰り下げ、第二十六号の次に次の二号を加える。

二十七 家畜改良 増殖法施行規則 (昭和二十五年 農林省令第九十 六号)第三十八 条第一項の規定 に基づく家畜人 工授精所の開設 の許可証の書換 え交付	家畜人工 授精所開 設許可証 書換え交 付手数料	千九百円
二十八 家畜改良 増殖法施行規則 第三十九条第一 項の規定に基づ く家畜人工授精 所の開設の許可 証の再交付	家畜人工 授精所開 設許可証 再交付手 数料	千九百円

(埼玉県証紙条例の一部改正)

第二条 埼玉県証紙条例(昭和三十九年埼玉県条例第六十三号)の一部を次のように改正する。

別表埼玉県手数料条例(平成十二年埼玉県条例第九号)の項第二百六号中「家畜人工授精師免許申請手数料」を「家畜人工授精師免許申請手数料」に改め、同項第二百七号中「家畜人工授精師養成講習手数料」を「家畜人工授精師養成講習手数料」に改め、同項第二百八号中「家畜人工授精所開設許可申請手数料」に改め、同項第二百十一号中「家畜人工授精師免許証書換え交付手数料」を「家畜人工授精師免許証書換え交付手数料」に改め、同項第二百十一号中「家畜人工授精師免許証書換え交付手数料」に改

め、同項第二百十二号中「家畜人工授精師免許証再交付手数料」を「家畜人工授精師免許証再交付手数料」に改め、同項中第三百九十四号を第四百六号とし、第三百四十二号から第三百九十三号までを十二号ずつ繰り下げ、第三百四十一号の二を第三百五十三号とし、第三百三十八号から第三百四十一号までを十一号ずつ繰り下げ、第三百三十七号の二を第三百四十八号とし、第三百三十二号から第三百三十七号までを十号ずつ繰り下げ、第三百三十一号の四を第三百四十一号とし、第三百三十一号の三を第三百四十号とし、第三百三十一号の二を第三百三十九号とし、第二百六十四号から第三百三十一号までを七号ずつ繰り下げ、第二百六十三号の四を第二百七十号とし、第二百六十三号の三を第二百六十九号とし、第二百六十三号の二を第二百六十八号とし、第二百四十六号から第二百六十三号までを四号ずつ繰り下げ、第二百四十五号の二を第二百四十九号とし、第二百四十号から第二百四十五号までを三号ずつ繰り下げ、第二百三十九号の二を第二百四十二号とし、第二百十三号から第二百三十九号までを二号ずつ繰り下げ、第二百十二号の次に次の二号を加える。

---

二百十三 家畜人工授精所開設許可証書換え交付手数料

二百十四 家畜人工授精所開設許可証再交付手数料

---

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和二年十一月三十日提出

埼玉県知事 大野 元 裕

#### 提 案 理 由

家畜改良増殖法施行規則の一部改正に伴い、家畜人工授精所開設許可証書換え交付手数料等の額を定め、証紙による収入の方法により徴収することとし、及び規定の整備をしたいので、この案を提出するものである。

第二百一十一号議案

埼玉県病院事業の設置等に関する条例を廃止する等の条例

(埼玉県病院事業の設置等に関する条例及び埼玉県病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の廃止)

第一条 次に掲げる条例は、廃止する。

- 一 埼玉県病院事業の設置等に関する条例(昭和四十一年埼玉県条例第六十二号)
- 二 埼玉県病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成十三年埼玉県条例第八十八号)

(埼玉県立精神保健福祉センター条例の一部改正)

第二条 埼玉県立精神保健福祉センター条例(平成十三年埼玉県条例第八十四号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「埼玉県病院事業の設置等に関する条例(昭和四十一年埼玉県条例第六十二号)第四条第一項の表に掲げる」を「地方独立行政法人埼玉県立病院機構が設置し、及び運営する」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

(特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例(昭和二十四年埼玉県条例第二十八号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項各号列記以外の部分中「、病院事業管理者」を削り、同項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、第七号を第六号とする。

第二条第一項中「、病院事業管理者」を削る。

第四条第二項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

第五条第一項並びに別表第二副知事、公営企業管理者、病院事業管理者、下水道事業管理者及び常勤の監査委員の項及び同表の備考二中「、病院事業管理者」を削る。

(埼玉県職員定数条例の一部改正)

3 埼玉県職員定数条例(昭和三十年埼玉県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中第九号を削り、第十号を第九号とする。

(埼玉県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

4 埼玉県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和四十一年埼玉県条例第六十四号)の一部を次のように改正する。

- 第一条中「埼玉県病院事業の設置等に関する条例（昭和四十一年埼玉県条例第六十二号）第二条第一項に規定する病院事業又は」を削る。
- （職員の定年等に関する条例の一部改正）
- 5 職員の定年等に関する条例（昭和五十九年埼玉県条例第四号）の一部を次のように改正する。
- 別表中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り上げる。
- （埼玉県行政手続条例等の一部改正）
- 6 次に掲げる条例の規定中「、病院事業管理者」を削る。
- 一 埼玉県行政手続条例（平成七年埼玉県条例第六十五号）第二条第五号
- 二 埼玉県情報公開条例（平成十二年埼玉県条例第七十七号）第二条第一項及び第二十条
- 三 埼玉県子どもの権利擁護委員会条例（平成十四年埼玉県条例第二十四号）第二条第二項
- 四 埼玉県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十六年埼玉県条例第十一号）第二条第三号及び第四号
- 五 埼玉県個人情報保護条例（平成十六年埼玉県条例第六十五号）第二条第一項
- 六 埼玉県暴力団排除条例（平成二十三年埼玉県条例第三十九号）第八条第一項
- 七 埼玉県債権の適正な管理に関する条例（平成二十六年埼玉県条例第四号）第四条第一項
- （埼玉県本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部改正）
- 7 埼玉県本人確認情報の利用及び提供に関する条例（平成二十二年埼玉県条例第六号）の一部を次のように改正する。
- 別表第二中第十号を削り、第十一号を第十号とし、第十二号から第十五号までを一号ずつ繰り上げる。
- （知事等の給与等の特例に関する条例の一部改正）
- 8 知事等の給与等の特例に関する条例（平成二十五年埼玉県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。
- 第一条第一項中「、病院事業管理者」を削り、「第六号」を「第五号」に改める。

令和二年十一月三十日提出

埼玉県知事 大野元裕

提 案 理 由

地方独立行政法人埼玉県立病院機構の設立に伴い、埼玉県病院事業の設置等に関する条例等を廃止するとともに、関係条例について所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。



第二百二十二号議案

地方独立行政法人埼玉県立病院機構に係る重要な財産を定める条例

(法第六条第四項の条例で定める重要な財産)

第一条 地方独立行政法人埼玉県立病院機構(次条において「病院機構」という。)に係る地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号。以下この条及び次条において「法」という。)第六条第四項の条例で定める重要な財産は、法第四十二条の二第一項又は第二項の認可に係る申請の日における帳簿価額(現金及び預金にあつては、申請の日におけるその額)が五十万円以上の財産(その性質上同条の規定により処分することが不適当なものを除く。)その他知事が定める財産とする。

(法第四十四条第一項の条例で定める重要な財産)

第二条 病院機構に係る法第四十四条第一項の条例で定める重要な財産は、予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の方法により譲渡し、又は担保に供しようとする場合にあつては、適正な見積価格)が七千万円以上の不動産(信託に係るものを除き、土地については、その面積が一件二万平方メートル以上のものに限る。)若しくは動産又は不動産の信託の受益権とする。

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

令和二年十一月三十日提出

埼玉県知事 大野 元 裕

提 案 理 由

地方独立行政法人埼玉県立病院機構の設立に伴い、地方独立行政法人法第六条第四項及び第四十四条第一項の条例で定める重要な財産を定めたいので、この案を提出するものである。

第二百二十三号議案

地方独立行政法人埼玉県立病院機構への職員の引継ぎに係る県の内部組織を定める条例

地方独立行政法人埼玉県立病院機構に係る地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第五十九条第二項の条例で定める県の内部組織は、埼玉県病院事業の設置等に関する条例を廃止する等の条例（令和二年埼玉県条例第 号）第一条第一号の規定による廃止前の埼玉県病院事業の設置等に関する条例（昭和四十一年埼玉県条例第六十二号）第四条第一項の表に掲げる埼玉県立循環器・呼吸器病センター、埼玉県立がんセンター、埼玉県立小児医療センター及び埼玉県立精神医療センターとする。

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

令和二年十一月三十日提出

埼玉県知事 大野 元 裕

提 案 理 由

地方独立行政法人埼玉県立病院機構の設立に伴い、地方独立行政法人法第五十九条第二項の条例で定める県の内部組織を定めたいので、この案を提出するものである。

第二百二十四号議案

学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第一条 学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年埼玉県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

第十二条の二第二項及び第三項中「百分の百三十」を「百分の百二十五」に、「百分の百十」を「百分の百五」に改める。

第二条 学校職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第十二条の二第二項及び第三項中「百分の百二十五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の百五」を「百分の百七・五」に改める。

附 則

この条例中第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は令和三年四月一日から施行する。

令和二年十一月三十日提出

埼玉県知事 大野 元 裕

提 案 理 由

令和二年十月二十二日付けで埼玉県人事委員会からされた学校職員の期末手当についての勧告に基づき、学校職員の期末手当を改定したいので、この案を提出するものである。